

基幹相談支援センター・委託相談の実績および評価について

基幹相談支援センターの役割と業務（国）	白井市 基幹相談支援センター仕様書上の記載	年度当初業務計画	実績、評価軸	課題等
<p>『障害者相談支援事業』 『成年後見制度利用支援事業』</p> <p>1.地域生活支援事業に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者等、障害児の保護者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他の便宜供与 ・虐待防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、必要な援助 <p>『他法において市町村が行うこととされる障害者等への相談支援の業務』</p> <p>2.三障害に対する情報提供、助言、指導に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の福祉に関し、必要な情報の提供 ・障害者の相談に応じ、必要な調査を行い、本人に対して、直接、間接に 	<p>1 総合的・専門的な相談支援の実施</p> <p>支援困難な障がい者等への相談支援等、総合的・専門的な相談支援</p> <p>★福祉サービスの利用の申請同行・代行等、利用に至るまでの援助</p> <p>★サービス提供事業者との連絡調整、サービス等利用計画策定に至る援助</p> <p>★国、県、市又は民間の各種制度やサービスについて情報提供</p> <p>★専門機関とのネットワークの構築、必要に応じた専門機関紹介</p> <p>★障がい等の理解、不安解消、生活の基本に関することの相談支援</p> <p>★就学、就労、子育て、人間関係、趣</p>	<p>・平日 8:30～17:30 は対面相談、土日祝・夜間は電話・メール・FAX で相談受付</p> <p>・相談件数目標：年間 500 件以上</p> <p>・社会福祉士、精神保健福祉士、主任相談支援専門員等を適正に配置。</p>	<p>・年間相談延件数：1,264 件【目標 500 件の約 2.5 倍を達成】</p> <p>・相談実人員：668 人（障がい者 580 人・障がい児 88 人）／うち新規 219 人</p> <p>・障害種別（実人員）：精神 336 人（実人員の約 50%）、知的 82 人、発達 61 人、身体 59 人、重症心身 11 人、高次脳 5 人、その他</p> <p>・障害種別（延べ件数）：精神 716 件、知的 150 件、その他 123 件、発達 108 件、身体 83 件、重症心身 17 件、高次脳 7 件</p> <p>・支援方法（延件数）：電話相談 518 件、来所相談 498 件、訪問 133 件、電子メール相談 64 件、関係機関 19 件、同行 14 件、個別支援会議 11 件、オンライン相談 3 件</p> <p>・支援内容（延件数）：福祉サービス利用 231 件、不安解消・情緒安定 220 件、健康・医療 154 件、障害理解 95 件、社会参加 81 件、家族関係 80 件、家計・経済 77 件、就労 64 件、権利擁</p>	<p>・年間相談件数が当初想定約 2.5 倍に達し、相談業務が飽和状態にある。職員の処遇能力を超える件数となっており、増員等の体制強化が急務。</p> <p>・出張相談会は集客が想定を下回ったため、市と協議のうえ令和 8 年度は非開催とした。住民の利用ニーズと開催形態（場所・時間帯・周知方法）を再検討する必要がある。</p> <p>・身体障害者相談員・知的障害者相談員等と連携した相談会についても、委託相談時代を含め過去から集客実績がほぼなく、開催形態の抜本的な見直しが必要。</p> <p>・他機関からの紹介について、主たる支援課題が障害に起因しない事案（子育て・離婚・生活困窮等の他機関主管課題）であっても基幹相談支援センターに集約される傾向があり、機関間の役割分担と主担当判断基準の整理が急務。</p> <p>・精神障害分野の支援ニーズが圧倒的多数を占める一方、市内に精神科医療機関がなく、市内におけ</p>

基幹相談支援センターの役割と業務（国）	白井市 基幹相談支援センター 仕様書上の記載	年度当初業務計画	実績、評価軸	課題等
助言、指導等を実施	<ul style="list-style-type: none"> 味、余暇活動などの社会と関わる支援 ★自らも障がい者である者による相談、助言、グループ交流など ★身体障害者相談員・知的障害者相談員等と連携した相談会 医療的ケア児等のコーディネートに関する業務 		<p>護 63 件、生活技術 28 件、保育・教育 12 件、その他 80 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張相談会の実施：年 4 回（市内複数拠点／白井駅前センター・桜台センター等） ・身体障害者相談員・知的障害者相談員等と連携した相談会：未実施（就労相談会時に開催を企画したが申込者少数だったため） ・他機関からの紹介：包括支援センター・くらサポ・行政窓口・医療機関・障害福祉課等から年間多数受理 ・困難ケース協議：虐待ケース 121 件・成年後見 14 件等の高度専門案件を恒常的に対応 ・社会福祉士・精神保健福祉士・主任相談支援専門員等を適正配置（24 時間体制での電話・メール・FAX 受付を継続運用） 	<p>る精神科医療体制の整備が必要。</p>
	<p>5 権利擁護・虐待防止等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいを理由とする差別に関する相談 障がい者虐待に係る通報等対応、適切な支援 成年後見制度の利用相談その他の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待通報窓口の運営：即時対応 ・虐待防止研修の実施：年 1 回開催 ・成年後見制度の推進：相談支援延 10 件（実人数 3 名）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待への対応（権利擁護関連 計 121 件） 虐待対応：107 件（虐待初動会議・判定会議・対応会議を年間多数開催） 成年後見制度利用支援：14 件（実人数 5 名） 障害者差別相談：0 件（受理ベ 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別に関する相談受理が年間 0 件であり、住民への差別解消法の周知および相談窓口の利用促進について啓発を強化する必要がある。 ・虐待通報件数が基幹設置前と比較して約 4 倍に増加しており、虐待防止意識の浸透が一定程度確認

基幹相談支援センターの役割と業務（国）	白井市 基幹相談支援センター 仕様書上の記載	年度当初業務計画	実績、評価軸	課題等
			<p>ース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白井市障害者虐待防止研修会（主催）：11月20日開催 テーマ「利用者の尊厳を守り、チームで実践する権利擁護と虐待防止～明日への一歩を踏み出す90分～」 ・出張研修（権利擁護・虐待防止）：クラブハウスしろい、ウィズユー白井等で実施 ・市町村障害者虐待防止担当者連絡会議・研修会への出席 ・暴力対策ネットワーク会議への継続参画（年間複数回） 	<p>できる一方、初動・判定・対応会議に係る業務負担が大幅に増大している。庁内連携体制の整備およびアドバイザー機能の活用により対応の質を担保する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用支援は延べ14件・実人数5名にとどまっております、市町村申立の活用および中核機関的機能の整備を視野に入れた制度活用の促進が課題。 ・養護者支援および就労系事業所等への虐待防止アプローチが必要であり、関係機関との連携強化が引き続き求められる。
	<p>6 障がい者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信：月2回情報提供。 ・障がい福祉サービス情報の集約・提供：市内の福祉サービスの特色や利用状況を一覧化し、提供。 ・災害時支援の強化：災害時の個別避難計画の策定状況等把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS等による情報発信：月2回以上の定期発信を年間継続 ・「相談支援事業所等一覧」作成、配布 ・地域移行支援パンフレットを作成、配布 ・「ちょっと気になる子どものサポートマップ」作成・配布 ・災害時支援：個別避難計画の作成と、策定状況を継続把握、関係課（危機管理課・障害福祉課等）と協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌は市との協議により令和8年度の発行を見送りとなった。 ・個別避難計画について、医療的ケア児等以外の作成主体が明確でなく、危機管理課・障害福祉課・基幹相談支援センター間の役割分担を整理する必要がある。委託先についても早急に検討が必要。 ・市内事業所紹介および「ちょっと気になる子どものサポートマップ」等の情報媒体について、更新サイクルを定例化し、最新情報を継続的に発信する仕組みづくりが必要。

基幹相談支援センターの役割と業務（国）	白井市 基幹相談支援センター 仕様書上の記載		年度当初業務計画	実績、評価軸	課題等
	7 地域生活支援拠点事業に関すること	<p>地域生活支援拠点事業における中核的なコーディネーターの役割</p> <p>障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談その他必要な支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス未利用者で、介入が必要な人の把握・リスト化 ・年間 24 件の訪問等を実施、地域生活移行を促進 ・拠点登録働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・施設訪問：年間 24 件実施 対象病院：小池病院、八千代病院、しのだの森ホスピタル、秋元病院、船橋北病院、下総精神医療センター、総武病院 等 対象施設：小池厚生園、沼南育成園 等 ・地域生活支援拠点運営会議の開催 ・地域生活支援拠点専門人材養成研修の開催 ・拠点登録の働きかけ：継続実施 ・緊急時対応：随時受付・初動対応 ・印旛圏域にも包括ケアシステム構築会議に参画（年 2 回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防的支援は地域生活支援拠点事業の中核機能として最も重要な業務に位置づけられているが、個別の相談支援対応に時間が逼迫しており、主体的・体系的な取り組みを十分に展開できていない。 ・拠点登録（事前登録）の働きかけを継続的に実施しているが、登録者数の伸びは緩やかであり、登録のインセンティブ設計と周知の方法を再検討する必要がある。 ・緊急時対応に要する人人体制は現状の配置では不足しており、夜間・休日対応を含めた体制強化が課題。
<p>『地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援』</p> <p>3.地域の相談支援事業者等の後方支援に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における相談支援、障害児相談支援に従事する者に対する相談、必要な助言、指導などの実施 	2 地域の相談支援体制の強化の取組	<p>相談支援事業者への訪問等による専門的な指導、助言</p> <p>地域の相談支援事業者の人材育成の支援</p> <p>地域の相談機関（身体障害者相談員、知的障害者相談員等）との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・SV・事例検討会 年 4 回 ・同行支援・OJT：年間 15 回以上 ・実務者会議年 4 回 ・地域連携会議年 2 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関対応：1,067 件（地域支援総件数 1,384 件の約 77%） ・個別支援・助言・スーパービジョン：延件数 1,261 件／実件数 473 件 ・事例検討会議（GSV 含む）：年 42 回／延べ参加 237 名 ・相談支援実務者会議：年 4 回／延べ参加 21 名 ・地域連携会議：年 2 回／延べ参加 6 名 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年 4 月の障害者総合支援法改正により、地域の相談支援体制の強化（第 3 層）が基幹相談支援センターの中核業務として法的に位置づけられたが、第 2 層（個別支援）対応に業務量が集中し、第 3 層業務に主体的に取り組む余力が不足している。 ・市内相談支援事業所への支援者支援、人材育成、地域づくり等の業務時間が確保できておらず、第

基幹相談支援センターの役割と業務（国）	白井市 基幹相談支援センター仕様書上の記載		年度当初業務計画	実績、評価軸	課題等
				<ul style="list-style-type: none"> ・研修主催：年 7 回／延べ参加 83 名（虐待防止研修・出張研修・人材育成定例研修等） ・千葉県相談支援専門員養成研修受入：初任者実地研修 5 名／現任研修 SV・ケースレビュー提供 ・市内相談支援事業所への同行支援・OJT：年間多数実施 ・しろいメンタルサポートネットワーク連絡会の運営：年間 2 回 ・千葉県基幹相談支援センター連絡会への定例参画 	<p>2 層と第 3 層の機能分離・体制整理および相談員増員が急務。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数機関が関与するケースで主担当機関と協働機関の役割分担が不明確なまま基幹相談支援センターに主担当が集中する慣行が常態化しており、機関間の共通認識形成と重層的支援体制整備事業の本来趣旨の確立が必要。
<p>『協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務』</p> <p>4.自立支援協議会の活動の推進に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等（関係機関、関係団体、障害者等およびその家族、障害者等の福祉・医療・教育・雇用に関連する職務に従事する者等） 	<p>4 地域自立支援協議会の運営</p>	<p>ア 全体会の運営</p> <p>イ 医ケア児支援のための関係機関の協議の場の運営</p> <p>ウ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場の運営</p> <p>エ 差別解消支援地域協議会の運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全体会：年 2 回 ・就労支援部会：年 4 回 ・相談支援 WG：年 4 回 ・こども WG：年 4 回 ・医ケア児等支援協議：年 2 回 ・にも包括：年 2 回 ・差別解消支援地域協議会：年 2 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体会：年 2 回開催 ・就労支援部会：年 4 回 ・相談支援 WG：年 4 回 ・こども WG：年 4 回 ・医ケア児等支援協議の場：年 2 回 ・にも包括（精神障害にも対応した地域包括ケアシステム）：年 2 回 ・差別解消支援地域協議会：年 2 回 ・各部会・WG の事前協議（月例）を多数主催・運営 ・自立支援協議会事務局会議：年 3 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年 4 月の法改正により、自立支援協議会への関与が基幹相談支援センターの中核業務として法的に位置づけられたが、第 2 層（個別支援）対応に業務量が集中し、協議会業務に主体的に取り組む余力が不足している。 ・法令上の規定は「関与」とされているが、市との委託契約上の仕様書では「運営」と明示されており、事務局運営、議事準備、各部会の事前協議等までを基幹相談支援センターが担う実態となっている。業務量が著しく過大であり、市と協議のうえ仕様書の見直しを検討する必要がある。

基幹相談支援センターの役割と業務（国）	白井市 基幹相談支援センター仕様書上の記載		年度当初業務計画	実績、評価軸	課題等
					<ul style="list-style-type: none"> 各部会・WG の開催頻度と運営負荷に対し、現体制では持続性の観点から限界に達しており、行政との役割分担および事務局機能の再配置が急務。
	3 地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等に入所・入院している障がい者等の地域移行に向けた普及啓発を実施	<ul style="list-style-type: none"> 病院・施設訪問の実施：対象者や関係機関の動機付け（年間 24 件） 	<ul style="list-style-type: none"> 病院・施設訪問：年間 24 件実施 <ul style="list-style-type: none"> 4 月：小池病院、八千代病院、しのだの森ホスピタル、秋元病院、船橋北病院（基幹設置の挨拶・地域移行支援案内） 5 月：小池厚生園、沼南育成園、総武病院（センター周知・地域移行支援周知） 6 月：小池厚生園、沼南育成園、総武病院 7 月：総武病院、下総精神医療センター 8 月：下総精神医療センター、総武病院、秋元病院（CPA 会議・ケース会議含む） 9 月以降：継続的に訪問・連携を実施 印旛圏域にも包括ケアシステム協議の場：年 2 回参加 地域移行支援・地域定着支援の普及啓発を年間継続 千葉県下の地域移行支援の体制 	<ul style="list-style-type: none"> 個別給付の地域移行支援への繋ぎだけでなく、市内の地域移行支援事業所が限定的なため、本センターが実際のケアマネジメント業務まで担わざるを得ない状況にある。 対象病院・施設への訪問・関係構築は年間 24 件実施したが、市内の精神科医療機関が存在しないため対象病院は近隣市町に分散しており、移動・調整に要する時間負荷が大きい。 地域定着支援についても市内資源が脆弱であり、退院・退所後のフォロー体制の強化が必要。

基幹相談支援センターの 役割と業務（国）	白井市 基幹相談支援センター 仕様書上の記載	年度当初業務計画	実績、評価軸	課題等
	<p>（８） 前各号に掲げるもののほか、法第77条第1項第3号に規定する障害者相談支援事業及び法第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター業務に関すること。</p>	<p>自主事業として実施</p> <p>1.座談会の実施 毎月1回</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者の心理的安全性を確保し、自由に話せる環境を整備。 <p>2.司法と福祉の合同相談会 年2回 弁護士と連携し合同相談会を開催。</p> <p>3.地域への啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報誌を年4回発行 <p>4.サービス提供事業所への出張研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 希望する事業所へ、権利擁護・虐待防止などの研修を実施（年4回）。 <p>5.千葉県相談支援専門員養成研修受入</p> <ul style="list-style-type: none"> 初任者研修の実習受入 	<p>整備に係る活動を継続</p> <ul style="list-style-type: none"> 座談会：毎月1回開催（年12回）／参加者の心理的安全性を確保し自由に話せる環境を整備 司法と福祉の合同相談会：年2回（弁護士連携） 広報誌発行：年4回 サービス提供事業所への出張研修：年2回（権利擁護・虐待防止・意思決定支援・障害理解等）、社会福祉協議会や民生委員向けの研修会を多数実施 千葉県相談支援専門員養成研修受入 初任者研修の実地研修：5名受入 現任研修：今年度は対象者なし 出張相談会：市内複数拠点で年4回（白井駅前センター、桜台センター等） 身体障害者相談員・知的障害者相談員等と連携した相談会：未実施 しろいえんがわ：福祉的・行政的な雰囲気回避する傾向のある対象者については、サードプレイスとしての機能を果たす居場所を提供 	<ul style="list-style-type: none"> 座談会は市との協議により、令和8年度から隔月開催（年6回）への見直しとなった。参加者ニーズの把握と運営形態の最適化が課題。 出張相談会は集客が想定を下回ったため、市と協議のうえ令和8年度は非開催とした。住民への周知方法、開催場所、時間帯等の再検討が必要。 広報誌は市との協議により令和8年度の発行を見送りとなった。情報発信媒体の代替手段（SNS、ウェブサイト、ニュースレター等）の整備および来年度以降の方針を明確化する必要がある。

基幹相談支援センターの 役割と業務（国）	白井市 基幹相談支援センター 仕様書上の記載	年度当初業務計画	実績、評価軸	課題等
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現任研修のスーパービジョン・ケースレビュー提供。 6.出張相談会 市内の複数拠点 （白井駅前センター、桜台センター等）で年5回 ・ 身体障害者相談員・知的障がい者相談員等と連携した相談会の年1回以上の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ぴあ de もの運営支援：ピアサポーターやピア精神保健福祉士の当事者会の運営支援 	